

スポーツクラブみらい会員規程

(名称及び目的)

第1条 スポーツクラブみらい（以下「クラブ」という。）は、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に楽しくスポーツ活動に参加できる場を提供し、心身共に健全で魅力ある人間づくり、活気あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(会員・構成)

第2条 当クラブは会員で構成する。

(入会)

第3条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(会費)

第4条 会員は、別表の会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第5条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(事故の責任)

第6条 会員は本団体の活動に際しては、本団体の諸規定並びに本団体が活動する施設の管理責任者及び本団体が定める指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反しての盗難、傷害等の事故が発生しても、本団体並びに指導者及び施設の管理責任者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第7条 会員は保険に加入するものとする。

(個人情報)

第8条 会員の個人情報は許可を受けず第三者に開示することはありません。

(禁止事項)

第9条 会員は、クラブ主催の教室やイベントにおいて他の会員やスタッフに対しての営利行為（クラブが主催する以外の教室参加勧誘、スポーツ用具販売、その他の物品販売等）、宗教勧誘を禁止するものとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が会費の納入を怠ったとき、又は著しく体面を汚す行為（禁止事項の実施等）があったときは、本団体は、理事会の決定により会員を退会させることができる。

別 表

区 分	年 会 費	備 考
ジュニア（中学生以下）	500円	年会費は 申込書を添えて支払う
一 般	2,000円	
家族（5名まで）	4,000円	

付 則 この細則は、平成24年9月15日から施行する。

付 則 平成26年4月1日改正 （別表中 会費の改正）